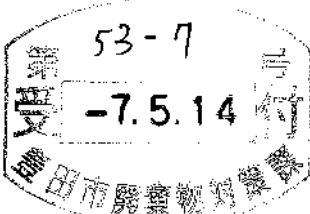


産業廃棄物処理計画書	
令和 7 年 5 月 14 日	
豊 田 市 長 殿	
	提出者 住所 氏名 電話番号
	豊田市美山町5丁目46番地 日京工設株式会社 代表取締役 水野 佑威 0565-28-0900
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量、その処理に関する計画を作成したので提出します。	
事業場の名称	日京工設株式会社（本社） 及び各現場事務所
事業場の所在地	豊田市美山町5-46（本社） 及び豊田市内各現場
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高： 123,690 万円
③従業員数	19名
④産業廃棄物の一連の処理工程	一般土木工事・水道工事 がれき類→再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化 木くず→再生処理業者に委託してチップとして再資源化 汚泥→中間処理業者に委託して脱水後、再生砂として再資源化 廃プラ類→中間処理業者に委託して仕分け後、RPF燃料として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

ISO14001管理責任者(工事部兼務)



水道部課長 ・ 工事部課長 ・ 総務部



水道部職員 ・ 工事部職員 ・ 総務部職員



下請協力会社

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	木くず	
	排出量	6741.5 t	32.8 t	5.1 t	42 t	
	(これまでに実施した取組) ・アスファルト撤去時、計測ミスによる余分な切り取りを防止するチェック。 ・汚泥(舗装切断時に発生)は不要な切断(縁切れ部)をしない。 ・廃プラ・木くずは混合せずに単独で排出、又は大型土のうに仕分、分別する。					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	木くず	
	排出量	6400 t	30 t	5 t	5 t	
	(今後実施する予定の取り組み) ・同上 ・舗装仮復旧時の残アスファルト廃棄の低減					

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラ類、金属くず、木くずは大型土のう袋にて分別し保管している。
①計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状のとおり

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	木くず	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	
	(これまでに実施した取組) ・自らは行っていない					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	木くず	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0	
	(今後実施する予定の取り組み) ・自らは行っていない					

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	木くず	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0	0	0	0	
②計画	(これまでに実施した取組) ・熱回収は行っていない。					
	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	木くず	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0	0	0	0	
	(今後実施する予定の取り組み) ・熱回収は行っていない。					

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	木くず	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0	0	0	0	
	(これまでに実施した取組) ・海洋投入は行っていない。					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	木くず	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0	0	0	0	
	(今後実施する予定の取り組み) ・海洋投入は行っていない。					

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	木くず	
	全処理委託量	6741 t	33 t	5 t	42 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	0	0	0	0	
	再生利用業者への 処理委託量	6741 t	33 t	5 t	42 t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	0	0	0	0	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0	0	0	0	
	(これまでに実施した取り組み) ・がれき類の再生品利用率100%					

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	木くず	
	全処理委託量	6400 t	30 t	5 t	5 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	0	0	0	0	
	再生利用業者への 処理委託量	6400 t	30 t	5 t	5 t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	0	0	0	0	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0	0	0	0	
	(今後実施する予定の取り組み)					
	・がれき類の再生品利用率100%					
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。